

立川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の公布による。

立川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

立川市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項の規定</u> により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は、議会の同意を得なければならない。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項の規定</u> により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は、議会の同意を得なければならない。 |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。